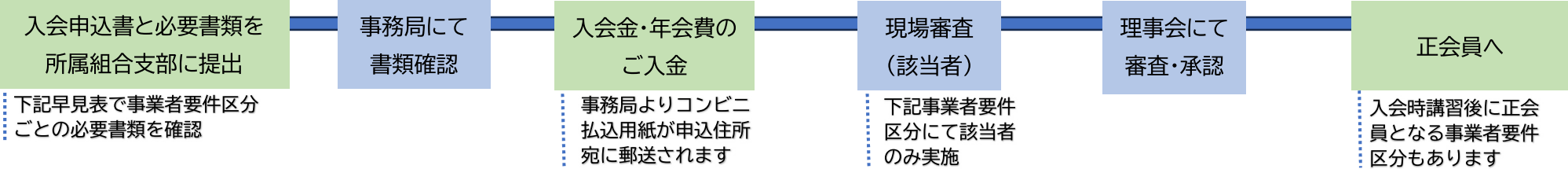


【RECACO 入会までの流れ】



【RECACO 必要書類と要件 早見表】

事業者要件区分	必要書類	その他の要件	入会時講習
建設業許可業者	① 入会申込書（様式第1号） ② 誓約書（様式第2-1号） ③ 建設業許可通知書のコピー ④ 資格証のコピー ※大規模修繕を請け負う場合は、過去3年以内の大規模修繕の請負契約書の写し1部	なし	入会前または入会後すみやかに受講
常勤の建築士または建築施工管理技士がいる事業者	① 入会申込書（様式第1号） ② 誓約書（様式第2-1号） ③ 資格証のコピー		
国交省が定める国家資格者が常勤する事業者 ※＜別表1＞資格			
国交省が定める国家資格に準ずる資格者が常勤する事業者 ※＜別表2＞資格	① 入会申込書（様式第1号） ② 誓約書（様式第2-1号） ③ 資格証のコピー ④ 元請リフォーム工事の見積書 ⑤ 施工前・中・後の写真（見積書の現場のもの、なければ現場検査）	書面による審査（施工写真がなければ建築士による現場の審査）	原則 入会前に受講
上記にいずれも該当しない事業者	① 入会申込書（様式第1号） ② 誓約書（様式第2-1号） ③ 元請リフォーム工事の見積書（現場審査のもの） ④ 請負契約書または注文書・請書のコピー（見積書と同じ工事のもの） ⑤ 決算書（法人）または確定申告書（個人）のコピー（直近3年分。確定申告書は「営業」または「その他の事業」で申告したもの）	建築士による現場の審査 ★別表1・2の資格を取得するよう努めること	

＜別表1＞国交省が定める国家資格	＜別表2＞国交省が定める国家資格に準ずる資格
建築設備士、管工事施工管理技士、電気工事施工管理技士、浄化槽設備士、電気工事士、電気主任技術者、電気通信主任技術者、給水装置工事主任技術者、消防設備士、液化石油ガス設備士、ガス消費機器設置工事監督者	住宅リフォームエキスパート（増改築相談員）、リフォームに関する1・2級技能士、リフォームに関する職業指導訓練員、マンションリフォームマネージャー